

<p>高知県公報</p> <p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>	<p>平成21年12月15日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第102号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する 条例の一部の施行の日を定める規則</p> <p>高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第82号。以下「改正条例」という。)附則第1項に規定する高知県の事務処理の特例に関する条例(平成12年高知県条例第7号)第2条の表24の項の改正規定及び改正条例附則第2項の規定の施行の日は、この規則の公布の日とする。</p> <hr/> <p>高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年12月15日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第103号 高知県税規則の一部を改正する規則</p> <p>高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第9条の2第1項中「徴収猶予通知書」を「徴収猶予(期間延長)通知書」に改める。</p> <p>第49条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「別記第76号様式の」を「別記第76号様式による」に、「別記第77号様式の徴収猶予通知書」を「別記第77号様式による不動産取得税徴収猶予決定通知書」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定により」に、「徴収猶予取消通知書」を「不動産取得税徴収猶予取消し通知書」に改める。</p> <p>別記第12号様式の1を次のように改める。</p>									
<p>目 次</p> <table border="0"> <tr> <td>規 則</td> <td>ペー ジ</td> </tr> <tr> <td>◎高知県税条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>◎高知県税規則の一部を改正する規則</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>告 示</p> <p>高知県議会告示</p> <p>高知県教育委員会告示</p> <p>高知県警察本部告示</p> <p>◎技能職員の給与の特例に関する就業規則の一部改正 (行政管理課) 8</p> <p>高知県公営企業局管理規程</p> <p>◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程 8</p> <p>高知県教育委員会公告</p> <p>○高知県立高知公園の指定管理者の募集(教育委員会事務局文化財課) <12・9掲示> 9</p> <p>規 则</p> <p>高知県税条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。 平成21年12月15日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第101号 高知県税条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則</p> <p>高知県税条例の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第64号)附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。</p> <hr/> <p>高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。</p>	規 則	ペー ジ	◎高知県税条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1	◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1	◎高知県税規則の一部を改正する規則	1		
規 則	ペー ジ									
◎高知県税条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1									
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1									
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1									

第12号様式の1 (第5条関係)

年 月 日

所在地
名 称 様

県税事務所長 団

法人県民税の更正通知書(納額通知書)
事業税 決定

法人県民税・事業税について、次のとおり更正・決定をしましたので通知します。納付すべき税額がある場合は、指定納期限までに納付書によって納めてください。

なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント(法定納期限の翌日から指定納期限後1ヶ月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント※)の割合を乗じて得た延滞金を加算して納めてください。(地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。)。

※印は、「平成12年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を適用すること。」を示します。

課税番号	事業年度又は連結事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署の処理
	年 月 日から		年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日まで			年 月 日	年 月 日
事業税		事項	課税標準額(円)	税率(%)	税額(円)
所得金額又は清算所得金額の総額					
付加価値額の総額					
資本金等の額の総額					
収入金額の総額					
本 所	年 万円以下の金額				
県 得	年 万円を超える金額	万円以下の金額			
分 金	年 万円を超える金額				
額 計					
	軽減税率不適用法人の金額				
付加価値額					
資本金等の額					
収入金額					
合計①					
仮装経理に基づく控除額②					
既に納付すべきことが確定している事業税額③					
租税条約の実施に係る控除額④					
差引き納付すべき事業税額(①-②-③-④)⑤					
⑤	所得割				
の	付加価値割				
内	資本割				
訳	収入割				

県 民 税	事項	法人税額(円)	税率(%)	税額(円)
本 県 分	課税標準となる法人税額の総額⑥			
	課税標準となる法人税額及びその法人税割額			⑦
	外国の法人税等の控除額⑧			
	仮装経理に基づく控除額⑨			
	利子割額の控除額⑩			
	差引き法人税割額(⑦-⑧-⑨-⑩)⑪			
	既に納付することが確定している法人税割額⑫			
	租税条約の実施に係る控除額⑬			
	過大であった既還付請求利子割額⑭			
	納付すべき法人税割額(⑪-⑫-⑬+⑭)⑮			
	事項	月数に基づき算出した均等割額(円)	既納付確定の均等割額(円)	差引き均等割額(円)
	均等割額⑯			
	納付すべき県民税額(⑮+⑯)⑯			
	還付利子割額⑯			
	納付すべき税額の合計(円)			
	指定納期限			年 月 日
	更正・決定の根拠条項	高知県税条例第49条及び第62条、第63条又は第63条の2		
分 割 基 準		事業税	県民税	備 考
	1 (従業員数等)	2 (その他)	従業者数	
本県分				
総数				
売上高総数		軌道又は鉄道		
利子割額に関する計算				
利子割額(円)				
控除した金額(円)				
控除しきれなかった金額(円)				
既に還付を請求した利子割額(円)				
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(円)				

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税の法人税割にあっては、「法人税額」とあるのは、「個別帰属法人税額」と読み替えてください。

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求することができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納付の場所:

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式 (第9条の2関係)

徴収猶予(期間延長)通知書					
第 号 年 月 日					
様					
県税事務所長 団					
次のとおり徴収猶予(の期間の延長)をしましたので、通知します。 なお、「分納の方法」欄に記載のとおりに納付(納入)をしなかったときは、この徴収猶予(の期間の延長)を取り消し、滞納処分することになります。					
徴収猶予(の延長)期間		年 月 日から		年 月 日まで	
徴収猶予をした金額の内訳					
税目	課税番号	税額	延滞金額	加算金額	備考
年度	期別				
計					
分納の方法					
回数	納付(納入)期日	納付(納入)金額	回数	納付(納入)期日	納付(納入)金額
備考					

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式 (第9条の2関係)

徴収猶予取消し通知書						
第 号 年 月 日						
様						
県税事務所長 団						
地方税法第15条の3第1項の規定に基づき徴収猶予を取り消しましたので、通知します。						
徴収猶予の通知年月日及び番号						
徴収猶予を取り消した徴収金の内訳						
税目		課税番号	税額	延滞金額	加算金額	備考
年度	期別	納期限				
計						
滞納処分費						
徴収猶予を取り消した事由						
備考						

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第75号様式の6及び別記第75号様式の7を次のように改める。

第75号様式の6 (第49条関係)

受付印

年 月 日

県税事務所長 様

所在地

名 称



農地保有合理化法人等の農地の取得に係る不動産取得税徵収猶予申告書

高知県税条例第86条の6 第2項の規定による不動産取得税の徵収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

取得した土地の表示

所在	地番	地目	地積	摘要

土地の取得年月日	年 月 日	売渡し、交換又は現物出資の予定年月日	年 月 日

注 1 この申告書は、この申告書に記入している土地について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。

2 この申告書に記入している土地を売り渡し、交換し、又は現物出資することを証明する書類（事業計画書の写し等）を添えてください。

<p>第75号様式の7 (第49条関係)</p> <p>受付印</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>県税事務所長 様</p> <p>所在地 名 称 ㊞</p> <p>土地改良区等の換地の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書</p> <p>高知県税条例第86条の7 第3項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">取得した土地の表示</th> </tr> <tr> <th>所在</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>地積</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>土地の取得年月日</td> <td>年　月　日</td> <td>譲渡予定年月日</td> <td>年　月　日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 この申告書は、この申告書に記入している土地について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。 2 この申告書に記入している土地を取得の日から2年以内に譲渡することを証明する書類を添えてください。</p>		取得した土地の表示					所在	地番	地目	地積	摘要																土地の取得年月日	年　月　日	譲渡予定年月日	年　月　日		<p>別記第76号様式から別記第78号様式までを次のように改める。</p>
取得した土地の表示																																
所在	地番	地目	地積	摘要																												
土地の取得年月日	年　月　日	譲渡予定年月日	年　月　日																													

第76号様式（第49条関係）

不動產取得稅徵收猶予整理簿

第77号様式（第49条関係）

第 年 月 号 目

樣

県税事務所長 印

不動産取得税徵收猶予決定通知書

年　月　日付けで申請のありました不動産取得税の徴収猶予については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

所在地			
年度		課税番号	
納期限		税額	
徴収猶予期限		徴収猶予税額	
徴収猶予をした事由			
備考			

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第78号様式（第49条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

県税事務所長 国

不動産取得税徵収猶予取消し通知書

高知県税条例第85条の規定により不動産取得税の徵収猶予を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

所在地			
年度		課税番号	
納期限		税額	
徵収猶予の通知 年月日及び番号			
徵収猶予取消し 年月日	年 月 日	徵収猶予を取り消した税額	
徵収猶予を取り消した事由			
備考			

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の高知県税規則別記第17号様式、別記第18号様式及び別記第76号様式から別記第78号様式までは、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

高知県告示第724号

高知県議会告示第6号

高知県教育委員会告示第15号

高知県警察本部告示第5号

技能職員の給与の特例に関する就業規則
告示第268号
議会告示第1号
教育委員会告示第7号
警察本部告示第2号

平成21年12月15日

高知県
高知県
高知県
高知県

8

の一部を次のように改正する。

高知県知事 尾崎 正直
高知県議会議長 元木 益樹
高知県教育委員会委員長 河田 耕一
高知県警察本部長 北村 博文

第1条中「平成22年3月31日」を「同年12月31日」に改める。

附 則

この就業規則は、平成21年12月15日から施行する。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月15日

高知県公営企業局長 長瀬 順一
高知県公営企業局管理規程第17号
高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年

高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。
付則第10項中「平成22年3月31日」を「同年12月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

教育委員会公告

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成21年12月9日(掲示済)

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立高知公園(以下「高知公園」という。)

(2) 施設の場所

高知市丸ノ内一丁目

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 高知公園の駐車場等の利用の許可に関する業務

(2) 高知公園の駐車場等の利用料金の徴収に関する業務

(3) 高知公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

3 指定期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、安全かつ円滑に高知公園を管理運営することができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては役員名簿及び代表者の住民票の写し

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経

営状況を明らかにする書類

(2) 募集期間は、平成21年12月9日(水)から平成22年1月12日(火)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時(平成22年1月12日にあっては、正午)まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年1月12日午後5時までに必着すること。

(3) 現地説明会を平成21年12月15日(火)午前9時30分から開催するので、応募をするものは、必ず参加するものとし、参加することについて7に事前に申し込むこと。

(4) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局文化財課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310701/>)からも入手することができる。

(6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

高知県教育委員会は、指定管理者と高知公園の管理に関する協定を締結し、管理運営に係る経費については、当該協定に基づき、知事が指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所及び現地説明会の参加申込先並びに問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7-52

高知県教育委員会事務局文化財課

電話番号088-821-4761 フaxシミリ番号088-821-4548

電子メールアドレス310701@ken.pref.kochi.lg.jp